

●香川県告示第151号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、
観音寺加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので告示する。

平成21年3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀